学校生活について

生徒のみなさんは大手前高校定時制で学ぶために在籍をしています。学校は「人と人との結びつき」でできている場所、一つの社会です。「みんなの大手前高校、みんなが大手前高校」なのです。一人一人の姿勢がとても大事です。共に学んでいる他の人たちに迷惑をかけず、励ましあう、そんな学校生活を送れるよう努めてください。まず何より自分を励まし大切にしてください。そして、同じ学校で学ぶ他の人たちも大切にしてください。

Ⅰ 授業を受けるにあたって

- I) 授業には遅刻せず、時間に余裕をもって出席すること。また、遅刻した場合でも 授業を受けること。
- 2) 授業中は私語をつつしみ、勉強に集中すること。
- 3)授業中の携帯電話の使用は禁止である。 →「2 携帯電話(スマホ)等の使用について」
- 4) 教科書・ノート・筆記具を準備すること。
- 5) 原則として、保健室での休養は出席扱いとはならない。

2 携帯電話 (スマホ) 等の使用について

使用マナーを守ることを心がけること。ゲーム、メール、LINE など、授業中の使用は禁止である。連絡が必要な場合は、教室から出て速やかに用件を済ませること。休憩時間においても教室内での通話はマナー違反である。マナー違反が繰り返される場合は、特別な指導が行われたり、ルール・罰則の強化につながったりすることがある。

3 部活動について

基本的な活動時間は、4時間目終了後の2|:|5から22:00までとする。活動日は、考査期間や考査|週間前を除く平日とする。時間を延長して活動する場合や休日に活動する場合は、必ず顧問や学校の許可を得ること。

4 通学手段について

- I)特別な事情がない限り、電車・バスなどの公共交通機関を利用すること。自動車及び単車による通学は禁止とする。ただし、自転車または50cc以下の原付による通学については、所定の用紙に理由等を記入し、担任および生徒指導部に届け出て、許可を得られれば認められる。
- 2) 自転車および単車に関する保険には加入が義務付けられており、本校では生徒全 員が自転車等に関する保険に加入することとしている。
- 3) 許可なく自転車・単車などで通学したり、所定の場所以外に駐輪したりしないこと。違反者には特別な指導を行う。

5 貴重品の管理について

学校には貴重品や大金を持ち込まないようにすること。財布などは教室や更衣室に 放置せず必ず身に付けるようにするなど、自分のものは自分で管理することを心がけ ること。また、金品の貸し借りはしないこと。

6 暴力行為等について

暴力行為は犯罪である。暴力を振るう行為や、暴力によって他の生徒の学習権を奪う行為等をした場合は特別な指導を行う。

7 喫煙・飲酒について

- 1)未成年者の喫煙・飲酒は法律で禁止されており、本校においても禁止である。違反者には特別な指導を行う。
- 2)府立学校は敷地内全面禁煙である。成人生徒においても、校内および学校周辺での喫煙行為(電子タバコ等を含む)は禁止である。違反者には特別な指導を行う。
- 3)酒気を帯びて登校することは禁止である。違反者には、年齢に関わらず特別な指導を行う。

8 「いじめ」について

「いじめ」を感じたときは、すぐに教職員に相談してください。教職員に相談できない場合は学校外の電話相談窓口「すこやか教育相談(すこやかホットライン) 06 -6607-7361」などを活用してください。また、他の生徒が「いじめ」にあっていることがわかった時、「見て見ぬふり」をするのも「いじめ」です。必ず教職員や相談窓口に知らせてください。

9 生徒相談

学校生活に関して相談したいことがあれば、遠慮なく担任の先生に話してみてください。このほかに生徒の相談に応じる窓口としては、次のものがあります。

◎保健室

- ○校内、授業時の急病やけがの相談
- ○人に話しにくい悩み事などの相談
- ◎校内支援委員会
 - ○より良い学校生活を送るための手助けを検討します。
 - ※SC、SSW、学生ボランティアなど外部人材によるサポートも受けられます。